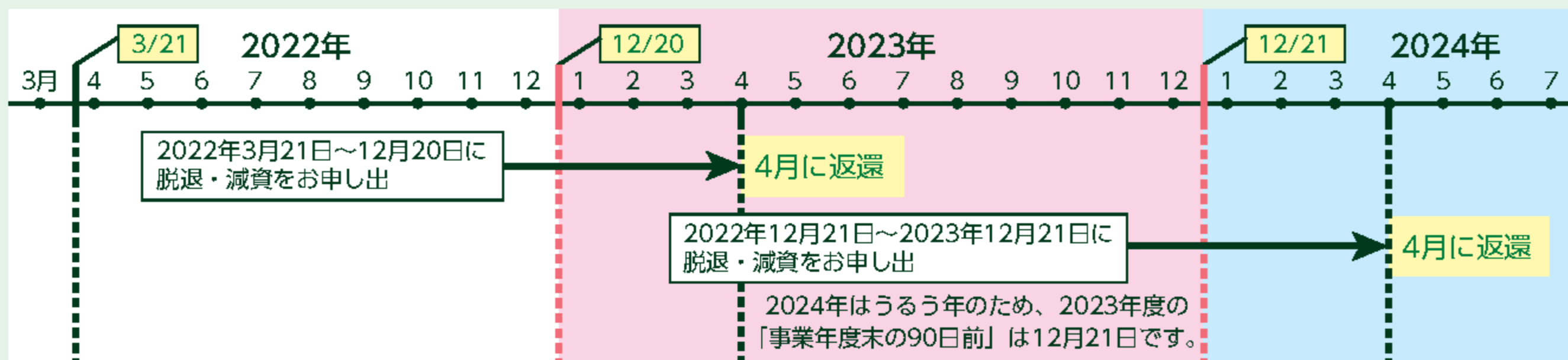


組合員のみなさんへ
大切なお知らせ

脱退時や減資時の「出資金の返還時期」を **3月21日** より **変更** します

■コープあいちでは、これまで、組合員の都合による脱退（自由脱退※1）や、減資（出資金の一部返還）のお申し出をいただいた場合は、組合員の利便性を考慮して、できるだけ速やかに出資金を返還してきました。

■3月21日以降は、生協法および定款※3に沿って、12月20日までに申し出いただいた「自由脱退」や「減資」については、翌4月に出資金を返還いたします。「法定脱退※2」の場合は出資金の返還時期に変更はありません。



※1 自由脱退…組合員の都合で生協を利用しなくなったことによる脱退（「法定脱退」以外の脱退のこと）

※2 法定脱退…県外への転居や、組合員ご本人の死亡、除名による脱退のこと

※3 生協法および定款は次のことを定めています。

- **生協法第19条** 組合員は、90日前までに予告し、事業年度末(3月20日)において脱退することができる。など
- **定款第10条** 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。など

Webサイトでもご確認できます▶

<http://coopaichi.tcoop.or.jp/qa/#qa06>



問い合わせ先

経理部 (月～金 10:00～17:00) TEL 052-703-1573